

福祉除雪及び 屋根雪下ろし助成事業

ご案内

令和
8年度

福祉除雪サービス事業

※ 一戸建ての住宅が対象です。

ひと冬に4回まで、無料で対象箇所の除雪サービスを利用できます。

【除雪対象箇所】

- 玄関先から公道までの幅1m程度の生活路
- 積雪、落雪により出入り口、窓等がふさがり危険な箇所
- **介護サービス等の車両が駐停車する場所**

※ 対象箇所以外の除雪はできません。

※ 日時指定はできません。



令和8年度から、
利用回数と
除雪対象箇所が
増えました！



屋根雪下ろし助成事業

※ 一戸建ての住宅が対象です。

ひと冬に10,000円を上限に、屋根雪下ろしに要した経費を助成します。

【助成対象】

- 助成金を申請する方が居住している住宅の屋根雪下ろしに要した経費

※ ボランティア、親族への謝礼は対象外です。

※ 長期不在の住宅や空き家は対象外です。



利用対象世帯について

1. 今年度の市民税所得割が課税されていない世帯
2. 自力での除排雪が困難な世帯
3. 除排雪を援助してくれる親族、知人等が近くにいない世帯
4. 敷地内にロードヒーティングなどの融雪装置を設置していない世帯



4つの条件を満たした以下のいずれかの世帯が対象です

高齢者(概ね65歳以上)のみの
世帯

身体障がい者のみの
世帯

ひとり親世帯

- このほか、上記に準ずる世帯、重度の知的障がいや精神障がい等により、自力での除排雪が困難な方のみでお住まいの世帯も対象となる場合があります。詳しくは社会福祉協議会までお問い合わせください。
- 生活保護世帯は対象となりません（生活保護世帯の除雪については、担当のケースワーカーへご相談ください）。

利用申請について

【申請先】 お住いの地区の民生児童委員

- ・利用を希望される世帯は、お住いの地区の民生児童委員へ問い合わせ、申請してください（申請書は民生児童委員が持っています）。
- ・地区の民生児童委員がわからない場合、社会福祉協議会までお問い合わせください。
- ・申請受理後、社会福祉協議会から各世帯へ利用可否通知を発送します。
- ・通知の発送には、1ヵ月～2ヵ月程度かかりますので、お早めに申請してください。

申請期間と実施期間について

【申請期間】 令和8年9月16日(水)～令和9年2月26日(金)

- ・利用を希望される世帯は、上記期間内に地区の民生児童委員へ申請してください。
- ・ただし、令和7年度に利用の決定を受けた世帯で、世帯状況、課税状況等に変化がない場合については、申請書の提出を省略することができます。

【実施期間】 令和8年12月1日(火)～令和9年3月12日(金)

- ・利用決定の通知を受けた方が、福祉除雪サービスを利用できる期間及び屋根雪下ろし助成金を請求できる期間です。

利用決定後のサービス利用について

【福祉除雪サービスを利用したいとき】

- ・除雪をしてほしいときに、お住いの地区の民生児童委員へ連絡してください。
- ・降雪量が多いときなどには、除雪実施まで時間がかかる場合があります。
- ・利用回数、除雪箇所につきましては、表面をご参照いただき、適切にサービスをご利用ください。



【屋根雪下ろしに要した経費の助成を受けたいとき】

- ・ご自身で業者を手配して、屋根雪下ろしを実施してください。
- ・雪下ろし実施後、決定通知に同封された「屋根雪下ろし助成金請求書」に必要事項をご記入のうえ、領収書と一緒に令和9年3月12日(金)【必着】までに、社会福祉協議会へ郵送してください。
- ・請求を受理した後、社会福祉協議会からご本人の口座へ助成金を振り込みます。

